

平成 28 年熊本地震の被害に対する見舞金について

本市は、平成 28 年熊本地震で甚大な被害を受けた熊本県及び熊本市に対し、次のとおり見舞金を贈呈することを決定しましたので、お知らせします。

1 贈呈金額

熊本県 100 万円

熊本市 100 万円

2 贈呈方法

熊本県及び熊本市の東京事務所長に対して、平成 28 年 4 月 21 日に目録を贈呈します。

問合せ先
福祉部 地域福祉課
電話 042-769-9222